

## 平成30年度「第2回消費者団体訴訟制度の活用について考えるシンポジウム」の開催報告

### 1 第2回消費者団体訴訟制度の活用について考えるシンポジウムについて

消費者トラブルが多様化・複雑化する中、内閣総理大臣から認定された「適格消費者団体」に対し、消費者に代わって事業者に訴えを提起することを認める「消費者団体訴訟制度」は、平成19年の運用から10年が経過し、これまで、不当な表示や契約条項等の差止請求がされてきた。さらに、平成28年10月からは、同じく内閣総理大臣から認定された「特定適格消費者団体」による、金銭的な被害の回復請求が可能となったが、消費者にはこれらの制度が十分周知されているとはいえない状況にある。このシンポジウムは、制度の周知を図り、今後の活用に向けて機運の醸成を図ることを目的に、昨年度に引き続き開催したものである。

### 2 平成30年度 第2回消費者団体訴訟制度の活用について考えるシンポジウム

#### (1) 日時

平成31年1月28日(月) 午後1時30分から午後4時30分まで

#### (2) 場所

愛知県女性総合センター(ウィルあいち) 3F 大会議室

#### (3) 参加人数

一般参加：68人

講演者・パネリスト(外部)：4人

主催者：22人(愛知県：10人、Cネット東海：12人) 合計：94人



シンポジウム全体の様子



パワーポイントを活用しての報告・講演

主催者含めて94名の参加での開催となりました。

#### (4) 内容等

##### (開催概要)

1 開会(午後1時30分)

2 主催者あいさつ

愛知県県民文化部県民生活課長 伊藤 弘憲 氏

「消費者団体訴訟制度」は平成19年6月に始まり、消費者契約法に関する不当行為への差止請求を内閣総理大臣が認定した消費者団体が起こすことができる制度としてスタートしている。その後消費者契約法から景品表示法、特定商取引法、食品表示法というよう

に、その対象となる不当行為が拡大される形で制度が広がっている。『消費者白書』によると、昨年4月1日までの間に450件余りの差止請求権が行使され、内53件については差止請求訴訟が提起されるなど、消費者被害の未然防止、拡大防止に重要な役割を果たしている。そして平成28年10月には「消費者裁判手続特例法」が施行され、事業者に被害回復を請求することができる制度が新たに追加されることとなり、適格消費者団体が新しい「消費者裁判手続特例法」の下でさらに大きな役割を果たしていくということが期待されている。しかしながら、現状こうした消費者団体訴訟制度の仕組みや適格消費者団体の活動などが、すべての消費者のみなさまに十分理解していただいているという状況とは言い難く、制度の利用を促すための取り組みも必要であるものと認識している。そこで、この制度等の周知を図り、今後の活用に向けた機運の醸成を図ることを目的に、昨年度に引き続きシンポジウムを開催することとした。



主催者あいさつをされる愛知県県民文化部  
県民生活課長 伊藤 弘憲氏

趣旨説明をされる消費者庁  
消費者制度課 課長補佐 野村 慎治氏

### 3 趣旨説明（午後1時35分～午後2時10分）

#### ア 消費者団体訴訟制度の概要とこれまでの成果について

消費者庁消費者制度課 課長補佐 野村 慎治 氏

消費者団体訴訟制度は、平成19年に始まり、その後平成28年に被害回復制度が始まった。この消費者団体訴訟制度を担うのは、適格消費者団体と特定適格消費者団体という消費者団体になる。現在、適格消費者団体は全国に19団体ある。

適格消費者団体が行った差止請求件数は、ここ10年で約560件ある。これは裁判外で行われた差止請求。これで改善が見られない場合に訴訟を提起するということになるが、これが約60件ある。こうした適格消費者団体が行ってきた差止請求の積み重ねで、様々な考え方が整理、蓄積され、かつ改善されてきており、私たち消費者も知らないところで実は恩恵を受けているのではないかとと言える。

被害回復制度は、消費者裁判手続特例法、正式名称「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に基づく制度である。3年ほど前の平成28年に施行された、まだまだ新しい法律である。消費者に代わって特定適格消費者団体が裁判を通じてお金を取り戻してくれる、これは画期的な制度だと思う。本制度が施行されて間もなく3年が経過する。先日、消費者機構日本が本制度に基づく第1号の共通義務確認訴訟を提起された。これは本制度の行く末を占うものなのではないかと思う。

#### 4. 基調講演（午後2時10分～午後3時10分）



差止請求事例発表をする消費者被害防止  
ネットワーク東海検討委員 竹之内 智哉氏

同じく 消費者被害防止ネットワーク東海  
検討委員 西口 誠氏

#### ア 適格消費者団体からの差止請求事例発表

・消費者被害防止ネットワーク東海 検討委員 竹之内 智哉 氏

「株式会社メディアハーツ（ファビウス）への差止請求訴訟」

この事案は、株式会社メディアハーツ（ファビウス）というインターネットで健康食品等を販売している会社での、「お試しと思ったら定期購入だったトラブル」の典型事例である。スマホ画面で表示される広告をクリックして、販売サイトに誘引されると、初回お値打ち価格（〇〇%OFF）表示がある。つい価格に魅力を感じて注文すると、実は定期購入コースであって、2回目の商品配達と高い価格の請求が来てびっくりする。解約を連絡しても応じてもらえないというもの。確かに初回のお値打ちの表示の下に、打ち消し表示として4回以上の定期購入の場合に適用される価格であることが表示されているが、文字が小さく特にスマホでは見落とされやすい。現在訴訟では、これを同じ大きさの文字にするか、注文ボタンの中に最低4回利用の場合の価格（約11,000円）を表示し、消費者が誤認しないような価格表示に変えることを求めている。裁判所からは和解の提案もあり、現在協議中である。

・消費者被害防止ネットワーク東海 検討委員 西口 誠 氏

「宗教法人薬師寺への差止請求訴訟」

この事案は、愛知県にある一畑山薬師寺が行っている納骨堂に遺骨を安置し永代供養を行うサービスに関するトラブル。生前の申し込みをした消費者から「キャンセルの申し入れをしたところ、キャンセル自体には応じてもらえたが、既に支払った240万円全額を返してもらえなかった」という情報提供があった。申込み書面には確かに「キャンセルの際、ご返金はできません」という「不返還条項」が入っているが、この不返還条項には大きな問題点がある。生前のキャンセルの場合には、既払金を一切返さないのは平均的な損害の額を超えるということで、「消費者契約法9条1号に反する」と考えられる。この不返還条項の改定を求めて、平成29年3月22日から申し入れを開始していたが、薬師寺側は色々理由をつけて全く改定をしようしないので、平成30年1月19日に提訴した。本件訴訟の経過は、12月6日までに第7回期日が開かれたが、現在和解協議中である。

・消費者支援ネットワークいしかわ 理事・専門部会長 木村 基之 氏

「株式会社スタジオB’Mへの差止請求訴訟」

「消費者支援ネットワークいしかわ」は、平成29年5月に適格認定を受けた新しい団体で、この事案は当団体が扱う最初の訴訟になる。株式会社スタジオB’Mは、屋号としては振袖一番館という名前で成人式の振袖のレンタルを主にして、新潟、富山、石川の3県にわたって事業を展開している会社。主な争点としては、キャンセル料が高すぎるとして、「消費者契約法9条1号の「解除に伴う損害賠償の額について、平均的な損害を超える部分は無効」かどうかということと、無過失責任条項が不当条項（消費者契約法の10条「消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する条項で、民法第1条第2項の基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効」）に当たるかということで、争っている。



差止請求事例発表をする消費者支援ネットワーク  
いしかわ理事・専門部会長 木村 基之氏



「特定適格消費者団体による被害回復請求の  
検討」を報告された消費者機構日本  
副理事長 佐々木 幸孝氏

## イ 特定適格消費者団体による被害回復請求の検討

・消費者機構日本 副理事長 佐々木 幸孝氏

「特定適格消費者団体による被害回復請求の検討」

昨年の12月17日に東京医大に対して提訴をした。これが消費者裁判手続特例法の第1号の訴訟ということになる。1段階目は共通義務確認訴訟という訴訟で、これを特定適格消費者団体が追行してそこで事業者の責任を確定してもらい、その後消費者に入ってもらいという手続きになっている。

経過としては、この東京医大の事件、文科省の元官房長が子息を裏口入学させたことが収賄罪に問われるということから始まったが、東京医大の中の内部調査委員会が調査したら、縁故者を入れている以外に女性と何回か浪人をして受験した受験生、こういう属性に着目して差別をしているということが分かってくる。こういう得点調整をすることが分かっていたら受験しなかったということで、「受験料相当額の損害を求める」という一部の損害であっても、女性と多浪生の受験生全部を対象にしてやることに意味があるだろうと考えて、まずは東京医大に対して、「対象となる受験生に対して受験料相当額の損害を支払え」という請求を出した。ところが3度ほど請求書を送ったが、東京医大の方は「まだ調査中である」とか等を言い、返事をしてこなかった。東京医大の調査に関しては、もう10月の末に第三者委員会が「平成29年度と30年度の受験についてこういう不正があった」という明確な報告を

出しているにもかかわらず、被害者に対して早急な措置をしないで待つてくれと言うのはいかなものかということで提訴に至ったということ。

他に訴訟提起に至らなかったが、今まで検討してきた事案も紹介したい。一番目はリゾートクラブの会員権をめぐる問題。2番目がシャンプーの販売の業者が表示と異なる商品を販売していた問題。3番目が興業事業者をめぐるトラブル、4番目は今非常に大きな消費者被害を起こしている情報商材のケースがある。

被害回復請求を行う利点として、一つは差止請求だけの場合と比べると検討できる事案がかなり範囲が広がる。消費者契約法、特商法、景表法といった範囲で検討するのと比べると、不法行為とか債務不履行とかそういうもの全般にわたって検討できる。そういう意味では適格消費者団体の力を生かす場面が増えている。また東京医大の訴訟を起こしてから、情報がかなり団体の方にもたらされ、いろんな事案の検討を行う上でメリットと思っている。

#### 4 パネルディスカッション（午後3時20分～午後4時25分）

「消費者団体訴訟制度のさらなる活用に向けて」

○コーディネーター：

消費者被害防止ネットワーク東海 理事・検討委員 岩城 善之 氏

○パネリスト4名：

消費者機構日本 副理事長 佐々木 幸孝 氏

京都消費者契約ネットワーク 専門委員 増田 朋記 氏

消費者支援ネットワークいしかわ 理事・専門部会長 木村 基之 氏

消費者庁消費者制度課 課長補佐 野村 慎治氏

パネルディスカッションでは、4人の方と消費者団体訴訟制度のさらなる活用に向けて、これから何をしていくべきか？について、主に3つのテーマで議論いただいた。



パネルディスカッション「消費者団体訴訟制度のさらなる活用に向けて」の様子

コーディネーターを務めた消費者被害防止ネットワーク東海 理事・検討委員 岩城 善之氏

##### ①差止請求訴訟について

差止請求制度の運用が始まって丸10年以上が経過した。消費者機構日本COJとか京都のKCCNは10年以上適格消費者団体として差止請求に取り組まれているが、これまでどのような事案に取り組み、どのような成果を上げて来たのか、取り組みを通じて差止請求制度の意義とか社会に与える影響などについて意見交換した。

## ②被害回復制度について

消費者機構日本COJが昨年の12月17日に、消費者裁判手続特例法に基づいて初めて共通義務確認訴訟を提起した。この訴訟で期待できる点はどのようなところか？また、被害回復制度が従来の消費者被害の救済手段、つまり弁護団を組織してそれで集団的に被害を回復するというような方法に比べて、優れている点とそうでもない点について、COJ佐々木氏に答えていただいた。

## ③消費者団体訴訟制度のさらなる活用のために

現在適格消費者団体は全国で19団体あり、各団体が各地で活発に活動しているが、まだ改善の余地があると思われる。現在の適格消費者団体の認定状況とか各団体の活動状況についてどのように捉えて何に課題があるか、消費者団体訴訟制度をさらに活用していくために何をしていくべきかについて、認定監督をしている消費者庁、各団体それぞれの立場から、問題意識を意見交換した。



パネリストの消費者機構日本  
副理事長 佐々木 幸孝氏



同じくパネリストの京都消費者契約ネット  
ワーク 専門委員 増田 朋記氏



同じくパネリストの消費者支援ネットワーク  
いしかわ 理事・専門部会長 木村 基之氏



同じく消費者庁消費者制度課 課長補佐  
野村 慎治氏

## 5 まとめ（午後4時25分～4時30分）

消費者被害防止ネットワーク東海 理事・検討委員 岩城 善之 氏

まだまだこの消費者団体訴訟制度があまり一般的に浸透していない。浸透していないから財政的にもあまり充実していない、財政的にも充実していないから活動がしにくいと

というような負のスパイラルに陥っているような気がする。適格消費者団体の構成員は弁護士が多いので広報が下手。団体の本来的な業務としては、消費者団体訴訟制度で成果を上げることが周知広報の核になるのではないかということで、「訴訟さえ勝てばいい」「訴訟さえきっちり立証してやるんだ、そこが本来的な業務なんだ」という向きがあったが、成果を上げると同時にそれを広報していくというところを念頭に置きつつ活動を広げていく必要があるのではないかと思っている。これまでは、「周知が進まないのは、要は消費者庁の広報が下手だから」だというふうに他人に責任を転嫁するようなところもあったように思うが、我々の方で改善していくべきところ、姿勢を改めるべきところはそのようにして、さらに活動を充実させていきたい。



シンポジウムのまとめを報告する  
消費者被害防止ネットワーク東海 理事・  
検討委員 岩城 善之氏



シンポジウムの司会を担当した  
消費者被害防止ネットワーク東海 理事・  
事務局長 野澤 厚美氏

## 6 閉会（午後4時30分）